

海の安全レポート

第七管区海上保安本部
海の安全推進室
093-331-6395 (交通部安全対策課)

第125号 平成28年6月

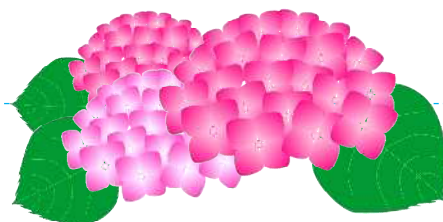
「マリンレジャー安全レポート」は、「海の安全レポート」に生まれ変わりました。

BACKNUMBER

http://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine_anken_report/

マリンレジャー事故 機関故障多発

今月は梅雨入りして、ジメジメした日が続いていますが、時折、真夏日を挟んでいますね。梅雨の合間の晴天の日は、絶好のマリンレジャー日和となりますが、6月に入り6件の事故が発生しており、このうちの4件はプレジャーボートの**機関故障**によるものです。いずれも巡視船艇により曳航救助されており、大きな事故にはなっていませんが、多くの船が通航する海域での機関故障は、衝突などの二次海難にも繋がりがねません。せっかくの楽しい気持ちが台無しにならないように、日頃のメンテナンスなどを念入りに行い、事故を未然に防ぐことが大切です。今回は、このうち2件の機関故障海難について紹介します。



～ 機関故障による事故事例 ～

6/4 関門港 クラッチ異常

船外機付きのプレジャーボートで夜釣りに出かけ、夜半過ぎに釣りを終えて帰港中、突然、船外機のカバーが外れたため、一旦エンジンを切ってから確認してみましたが、クラッチレバーが正常に動作せず、そのまま航行不能となりました。

発生場所は、船舶交通の要衝である**関門航路**のすぐ近くであり、急いで錨を入れましたが、少しずつ陸地側に流され続け、もう少しで浅瀬に乗り揚げるところでした。

幸いにも、大事に至る前に、駆けつけた巡視艇により救助されました。
(原因については、調査中です。)



6/10 博多港航路 スクリュー停止

この日の朝、プレジャーボートで魚釣りに出かけたところ、エンジンから異音がしたので引き返そうとしたら、航路中央でスクリューが動かなくなり航行不能となりました。

発生場所が多くの船が行き交う**航路内**だったので大変危険な状態となりましたが、通報を受けた福岡海上保安部により、直ちに事故発生情報を航行船舶に提供するとともに巡視艇を急行させ、無事に同船は救助されました。

この日、船長は出港前に燃料やオイルの量を確認したものの、エンジンやドライブ部の点検まではしていなかったそうです。(原因については、調査中です。)



知っていますか？ 6月編

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則が一部改正され、平成28年7月1日から、「見張りの実施義務違反」「発航前の検査義務違反」が行政処分の対象となります！
モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者（船長）の遵守事項が次のとおり定められています。

< 遵守事項 >

- ・ 酒酔い等操縦の禁止
- ・ 危険操縦の禁止
- ・ ライフジャケットの着用
- ・ 事故時の人命救助
- ・ 免許者の自己操縦
- ・ 見張りの実施
- ・ 発航前の検査

< 遵守事項違反点数 >

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、 見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケットの非着用、 発航前の検査義務違反	2点	5点

小型船舶の安全運航のために

海の安全情報 発航前検査の詳細情報

緊急時のトラブルシューティング

などのサイトを検索し、参考にしてください。

遵守事項を
守りましょう！



今月の Topic 画像

手投げ自動膨張式浮輪



今回は、「手投げ自動膨張式浮輪」を紹介しします。

万が一、一緒に船に乗っていた仲間が海に落ちたとき、これをそのまま海に投げ込むと、水圧に反応して自動的に膨張し、救命浮環のように使用できるというものです。

この製品は、船内でコンパクトに収納することが可能で、重さは400gと扱いやすく、普通の大人で30m～35m先まで投げることが可能です。

ガスボンベとスプール（糸巻き）を交換することで、何度でも繰り返し使用することができます。

万が一に備え、船内に備えておくと安心です。

